

令和元年6月14日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04578

研究課題名(和文) 大学情報公開の国際比較を通じた大学の社会的責任に関する基盤研究

研究課題名(英文) The Response to University Social Responsibility: The Research on Information Disclosure of Universities among International Comparison

研究代表者

劉慶紅(Ryu, Keikoh)

立命館大学・経営学部・教授

研究者番号：20632673

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、公共経営学、教育学の2つの博士学位を持ち、かつ複数分野の専門的知識を有する代表研究者が、国内外の研究動向や実態をより詳細に調査しつつ、日米中の大学経営の透明性の視点から国際比較することを考察対象として、「国際社会に通用する大学情報公開のあり方に関する基礎的な理論」を構築し、最終的には「国際社会における日本の大学情報公開の適切なあり方」に関する理論及び政策を提示することを目指す。今後は、より広範にステークホルダーが求める大学情報公開の対象及び範囲と大学経営を存続させるべく有効的な大学情報公開戦略のあり方などについて追加研究を行う予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

・学術的な理論形成の面：大学の情報公開の適切なあり方に関して、日米中欧を比較、分析し、また共分散構造分析パッケージであるStata15の先駆的統計解析ツールを使用し、基本集計やサマリ統計等、革新的で統計的な手法を用いて実証的に考察することで、国際社会に通用する基礎理論を創出することができる。
・実務的な政策提案の面：本研究は、社会的責任が問われ始めるようになった日本の諸大学が、今後いかに情報公開と向き合っていくかを示すガイドラインとなりうる。

研究成果の概要(英文)：Information disclosure is one of the key links of interaction between University and society. Information disclosure policy also has become the guarantee and drive power of social responsibility to stakeholders. This research explored several issues central to the value and strategies of information disclosure in the context of university governance, hope to intensify social responsibility awareness of university information disclosure, so as to construct new paradigm of university governance taking information disclosure as the core. This research had been conducted under multi-disciplinary perspectives and methods of management, ethics and comparative pedagogy, take the need for producing theories, instrumentation, data, case studies and ideas to improve information disclosure of universities, as such, this research focused on research progress and practice trend of university information disclosure among International Comparison.

研究分野：経営倫理

キーワード：大学の情報公開 社会的責任 ステークホルダー 学際的視点 国際比較 大学経営

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 学術的重要性：CSR から USR への展開

大学は国や企業の基盤となる人材育成や知的発展を担う重要な公的機関である。日本では平成 23 年 4 月より、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを目的に、学校教育施行規則等の一部を修正する省令が施行された。いまや、日本のみならず世界中で活発に研究が行われる大学情報公開の議論であるが、基礎研究にまだ幾つか未解明の点が残されている。本研究では、経営を長期にわたって安定的に存続させるのに有効で、かつ国際社会に通用する大学の情報公開の適切なあり方を、日米中の比較分析で考察する。

企業の社会的責任は半世紀以上前から議論されてきたが、より公的な存在である大学の社会的責任に関する議論が始まったのは最近のことである。申請者は、企業の社会的責任に関する研究を行っており、従来は企業が社会的に批判を受けないことを目的とした守りの社会的責任であったが、企業が海外進出の際、自社の製品・サービスを現地の社会問題の解決にリンクさせるという社会的責任を戦略に組み込むことが、経営パフォーマンスに好影響を及ぼすことを定量的に解析した。これを実証した研究論文は国内外で数多く発表し、本研究では、これらの観点を大学の社会的責任に応用して分析する。

(2) 研究課題の普遍性：大学情報公開の議論に関する国際比較

大学の情報開示を戦略的に扱うためには、大学に関する各種のステークホルダーが開示を求めている情報の対象と範囲を明らかにするとともに、今後の大学経営の存続における戦略としての具体的な活用方法を考慮する必要がある。そこで、大学の社会的責任について、特徴的な議論を展開しているアメリカと中国との比較研究を行いつつ、国際社会における日本の大学の社会的責任の適切な在り方を検討していく。本研究には多くの研究者が関心を寄せており、アメリカと中国の研究機関および研究者から協力を得る予定である。

2. 研究の目的

企業に社会的責任 (Corporate Social Responsibility) が求められる一方、より公的な存在である大学において社会的説明責任が重要視されるのは当然である。本研究では、大学の社会的責任 (University Social Responsibility) に着目し、国際比較等を通して、大学経営を存続させるべく有効的な大学情報公開のあり方に関する基盤研究を行う。

本研究の具体的な目的は、以下の通りである。

国際間における大学情報開示に対する政府の姿勢及び学界における議論の相違を検証する。

各々の大学及びそのステークホルダーにおける大学情報開示に対する認識を検証する。

日米中における大学の情報公開を比較分析し、大学の社会的責任の実証研究を行う。

3. 研究の方法

研究方法は、以下の通りである。

前半: 「日米中間における大学情報開示に対する政府の姿勢及び学界における議論の相違」についての理論研究。

後半: 「各々の大学及びそのステークホルダーにおける大学情報開示に対する認識」「ステークホルダーに求められる大学情報開示の対象及び範囲」についての実証研究。

終盤: 「今後大学経営を存続させるべく有効的な大学情報公開戦略のあり方及び国際比較を通じた情報公開に関する大学の社会責任」についての考察。また、研究成果が広く社会へ還元すること。

4. 研究成果

(1) 学術的な特色と独創性

大学の情報開示については政策面から重要視されているものの、持続可能な大学経営に結びつける概念は学界でも未成熟の段階である。本研究では CSR に関する学術的研究を大学に応用し、USR として再構築することを目的とした。また、本研究では、「大学・経営・法政策」をキーワードとして、それぞれに学術的な知見を用いた。さらに、日米中を比較分析し、国際社会に通用する大学の情報公開の適切なあり方に関して統計的手法を用いて実証的に考察することで、特色のある研究となった。

(2) 結果と意義

大学情報開示に関する議論は、大学情報開示を戦略的に活用しようとする日本の大学においてより先進的であるといえる。しかし、中国教育部の法政策の情報公開の裁量及び決定権の帰属先、公開対象・範囲に関する議論は、日本の法政策でも参考とすべき点は多いことが予想された。さらに、アメリカでは各大学において情報開示を優秀人材の確保、研究資金の調達、産学連携などに積極的に活用していた。また、ステークホルダーの求める情報の対象と範囲については、そのニーズが多様化していることから一様に定めることはできないが、セグメントご

とのニーズはある程度固定化し、それらのニーズにあった情報提供を正確に提供することが戦略的に活用する方策であると予想できた。本研究は社会的責任が問われ始めるようになった日本の大学が、今後、大学情報公開にいかに向き合っていくかを示すガイドラインとなりうる。このように、本研究は、国内外の他研究機関とは異なる法学、経済学、経営学の学術的視点から、かつ着実な研究計画及び体制のもとで遂行され、独創性が高く円滑な研究を進めることができた。

本研究課題では、公共経営学、教育学の2つの博士学位を持ち、かつ複数分野の専門的知識を有する代表研究者が、国内外の研究動向や実態をより詳細に調査しつつ、日米中の大学経営の透明性の視点から国際比較することを考察対象として、「国際社会に通用する大学情報公開のあり方に関する基礎的な理論」を構築し、最終的には「国際社会における日本の大学情報公開の適切なあり方」に関する理論及び政策を提示することを目指す。今後は、より広範にステークホルダーが求める大学情報公開の対象及び範囲と大学経営を存続させるべく有効的な大学情報公開戦略のあり方などについて追加研究を行う予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

劉慶紅、「教育倫理の視点に基づく大学評価システムの構築と実践」(中文執筆)、『倫理学研究』(中国社会科学核心学術雑誌) 査読有、2巻、2019年、72-78

劉慶紅、「日本の大学院の情報開示戦略の考察と中国の大学院に対する提言」(中文執筆)、『学位及び大学院教育』(中国社会科学核心学術雑誌) 査読有、6巻、2018年、62-68

劉慶紅、「法と政策の視点に基づく高等教育の国際化に関する研究」(中文執筆)、『北京理工大学学報(社会科学版)』(中国社会科学核心学術雑誌) 査読有、1巻、2017年、19-51

〔学会発表〕(計 3 件)

劉慶紅、「日本の大学院の情報開示戦略の考察と中国の大学院に対する提言」、中国大学院教育学会、2019、北京航空航天大学、北京・中国

劉慶紅、「教育倫理の視点に基づく大学評価システムの構築と実践」、中国高等教育学会、2018、北京理工大学、北京・中国

Ryu Keikoh, "Social Responsibility and the University: Disclosure and Governance", Sixth World Congress of the International Society of Business, Economics and Ethics (ISBEE), 2016.7.15, Shanghai Jiao Tong University, Shanghai, P.R. of China.

〔図書〕(計 3 件)

Ryu Keikoh, Chikura Shobo Press, *Incorporating Social Responsibility into a Framework for Higher Education: Information Disclosure and Governance*, (英語執筆、ISBN: 9784805111086), 2017, 191

劉慶紅、人民出版社、『中日高校信息的比较研究』(中国語で執筆、日本語訳：大学の情報公開に関する日中比較研究), (中国語執筆、ISBN: 9787010167787) 2017, 256

Ryu Keikoh, Chikura Shobo Press, *Stakeholder Social Responsibility: A New Approach to Information Disclosure in Japanese Universities*, (英語執筆、ISBN: 9784805111086), 2017, 182

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

科研費を使用して開催した国際研究集会を開催した。

研究期間内では、最初に定めた研究の目的を達成するため、当初の計画に基づき研究を進めた。また、日中米におけるフィールドワーク等を実行して最終的に今年度(2018年4月1日～2019年3月31日)は、今までの研究の集大成として、国際シンポジウム(Social Responsibility and University Governance (社会責任と大学ガバナンス))を2019年3月28日に立命館大学で主催した。

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。